

優遇税制 ① 宿泊施設充実のための県税の不均一課税

県内における宿泊施設の誘致を促進し、本県における産業の活性化と雇用の機会の創出を図ることを目的として、宿泊施設を**新設又は増設**し、それぞれの要件を満たした事業者の方を対象に、事業税及び不動産取得税の軽減を行います。

事業税・不動産取得税を **最大1億円軽減**

事業税（法人・個人）の軽減

下記①②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新設又は増設した方

【要件①】

客室数
30室以上

又は

収容人員
100人以上

※移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要
※宿泊施設以外の用途に変更した場合は、軽減措置を受けられません

【要件②】

新規雇用
5人以上

かつ

増加する県内の総従業者数
5人以上

※宿泊施設を事業の用に供した方の県内の事業所における新規雇用（雇用期間の定めのない者等であって、雇用保険の被保険者であり、県内に住所を有する者に限る）であること

【軽減措置】

当該宿泊施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の3年又は3事業年度における所得金額部分にかかる**事業税率の1/4を軽減**（ただし、1年又は1事業年度における軽減額は1億円を限度とする）

不動産取得税の軽減

下記①②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新築又は増設した方

【要件①】

客室数
30室以上

又は

収容人員
100人以上

※移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要

【要件②】

3年間宿泊施設以外の用途に変更しないこと

【軽減措置】

宿泊施設およびその敷地（水平投影部分）について、課税標準となるべき価格の**1/4に相当する額に税率を乗じて得た額を減額**（ただし軽減額は家屋と土地を合わせて1億円を限度とする）
※敷地である土地については、その取得日の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする宿泊施設の建設に着手する必要があります

※当該宿泊施設設置後、速やかに県産業創造課との事前協議が必要となります。対象期限を過ぎると適用不可となる場合があります。

優遇税制 ② 過疎地域・半島振興対策実施地域で活用できる課税免除・不均一課税

奈良県では、大都市における人口や産業の過度の集中を防止し、地域格差の是正と地域振興を図るため、過疎、半島地域において事業活動を行う法人や個人に対して一定の要件を満たした場合に、法人事業税（所得割）、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税（※）について、税金の全額を免除する「課税免除」や一部を免除する「不均一課税」の制度を条例により定めています。

対象となるのは、「奈良県過疎地域」、「奈良県半島振興対策実施地域」の各地域内において、特定の業種の用に供する設備の取得等をした方です。

※「県固定資産税」とは、法律で定める一定限度以上の償却資産（大規模償却資産）に対して県が課税する税金で、市町村の固定資産税ではありません。下記制度に基づく市町村の固定資産税の優遇措置については、各市町村にお問い合わせください。

過疎地域

対象区域		五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 ※それぞれの市町村計画に記載された産業促進地域に限る
要件		取得等※1価額の合計額が次に定める額以上のもの 【旅館業（下宿営業を除く）】 ・個人、資本金5,000万円以下の法人 → 取得等価額：500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下の法人 → 取得等価額：1,000万円以上※2 ・資本金1億円超の法人 → 取得等価額：2,000万円以上※2 ※1：「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は増設を含む ※2：資本金5,000万円超の法人については、新設または増設にかかる取得に限る。 （参考）旅館業のほか、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業も本制度の対象
支援内容	特別償却（国税）	割増償却：最大5年間 （償却率）機械・装置等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%
	事業税	3年または5年間課税免除
	不動産取得税・固定資産税（県課税分）	課税免除 （敷地については、過疎地域の公示の日以降の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋建設の着手があった土地に限る。）

半島振興対策実施地域

対象区域		五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 ※過疎地域と重複する場合は適用できない（過疎地域における税制特例措置のみ適用）
要件		取得価額の合計額が次に定める額以上のもの（新設又は増設に限る。） 【旅館業】 ・個人、資本金1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 ・資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 → 取得価額：1,000万円以上 ・資本金5,000万円超の法人 → 取得価額：2,000万円以上
支援内容	特別償却（国税）	割増償却：最大5年間 （償却率）機械・装置等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%
	事業税	3年間不均一課税（1/10）
	不動産取得税・固定資産税（県課税分）	不均一課税（1/10） （敷地については、計画期間の初日以降の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋建設の着手があった土地に限る。）

※上記支援内容を活用したい場合は、管轄の税務署または県税事務所（14頁参照）までお問い合わせください。

法人税等の課税の特例（地域未来投資促進税制）

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国から課税特例の確認を受けた事業について、投資にかかる法人税（個人にあっては所得税）の減税措置の適用を受けることができます。 ※減税措置適用の詳細については、国（管轄の税務署）にご確認ください。

※適用期限 令和9年度末まで

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者																	
対象事業	【通常類型】 以下の①～⑤を全て満たす必要があります ①先進性を有すること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上） ②設備投資額が1億円以上であること ③設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） （対象事業が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること） ④対象事業の売上高伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること ※ 外国法人かつ連結適用法人でない場合についても連結適用法人とみなして、当該会社の連結財務諸表の金額に相当する金額ベース 【上乗せ類型】 一定の付加価値額増加率や設備投資額などの要件を満たす場合、より有利な軽減措置の対象となる「上乗せ類型」があります。詳細につきましては、近畿経済産業局のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。 ■ 近畿経済産業局 地域連携推進課 【TEL:06-6966-6013】																	
対象税目	法人税 所得税（事業者が個人である場合）																	
軽減措置	1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額は80億円が限度となります 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません <table><tr><th colspan="2">対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr><tr><td rowspan="2">機械装置・器具備品</td><td></td><td>35%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ類型</td><td colspan="2">※最新情報をご確認ください。</td></tr><tr><td colspan="2">建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></table>			対象設備		特別償却	税額控除	機械装置・器具備品		35%	4%	上乗せ類型	※最新情報をご確認ください。		建物・附属設備・構築物		20%	2%
対象設備		特別償却	税額控除															
機械装置・器具備品		35%	4%															
	上乗せ類型	※最新情報をご確認ください。																
建物・附属設備・構築物		20%	2%															
実施主体	国（管轄の税務署） ※問い合わせ先は14頁を参照																	

※ご活用を検討される場合は、近畿経済産業局へ最新の制度内容をご確認ください。

不動産取得税及び固定資産税（県課税分）の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国から課税特例の確認を受けた事業について、取得した土地・建物に係る不動産取得税等に対して課税免除措置の適用を受けることができます。 ※課税免除の適用範囲については、県（管轄の県税事務所）にご確認ください。

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って平成29年9月29日から令和8年3月31日までに対象施設を設置したもの
対象施設	一定の要件を満たす建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）超 ※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業者と同じ
対象税目	不動産取得税 固定資産税（県課税分）※3年度分に限る
軽減措置	課税免除
実施主体	県（管轄の県税事務所） ※問い合わせ先は14頁を参照

【参考】地域未来投資促進法に基づく支援制度

概要

地域未来投資促進法では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）」を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。

製造業のほか、観光関連分野等も支援対象とし、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を設けています。

「第2期奈良県未来投資促進基本計画」で定める促進区域・計画期間の範囲内で、事業者が奈良県の地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済効果を生み出すことが期待される事業を行った場合、「地域経済牽引事業」として各種支援メニューの活用が可能となります。

支援対象事業の要件について（以下の1～5の要件をすべて満たすこと）

1 促進区域（奈良県全域）での計画であること

2 基本計画期間内に開始する事業であること

基本計画期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

※地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で設定（基本計画の計画期間を超えて定めることができます）

3 基本計画に掲げる取組であること（※宿泊施設事業者は②に該当）

②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

4 高い付加価値を創出する計画であること

付加価値*増加分：3,705万円超

※県内事業所の平均年間付加価値額（令和3年経済センサス）

* 付加価値＝売上－費用総額**＋給与総額＋租税公課

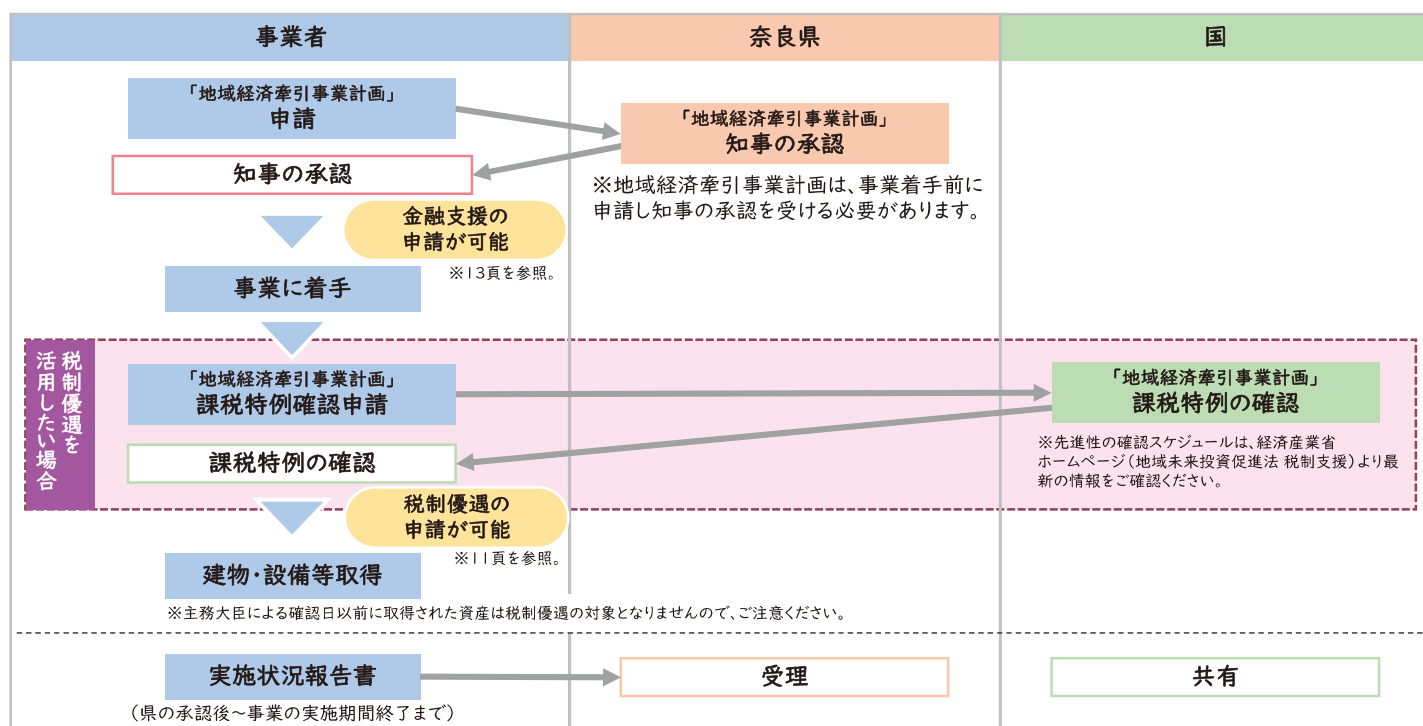
** 費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

5 地域における経済的効果が見込まれること

県内事業所の売上：5%増加

基本計画に掲げる取組
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信
⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターを始めとした電気通信事業分野

申請フロー



【県の承認申請時の提出書類】

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ① 地域経済牽引事業計画承認申請書 | ⑥ 開発許可通知書、建築確認済証、検査済証（既存建物を活用する場合） |
| ② 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書 | ⑦ 工程表、位置図、配置図、平面図 |
| ③ 直近2期分の事業報告書 | ⑧ 土地（建物）登記簿謄本、公図 |
| ④ 定款（法人の場合のみ） | ⑨ 会社案内 |
| ⑤ 法人登記事項証明書（法人の場合のみ） | ⑩ 従業員数（承認申請時の常時使用する従業員の人数）の根拠資料 |

【参考】地域未来投資促進法に基づく支援制度

支援メニューの活用

支援メニューの活用には、別途**実施主体による審査**があります。
必ず支援メニューの実施主体に確認を行い、申請手続きを行ってください。

金融支援を活用する場合

中小企業が建物・機械を取得するとき

知事の承認

日本政策金融公庫 による融資制度

実施主体：日本政策金融公庫
※詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度：（中小企業事業）7.2億円
貸付期間：設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利
運転資金：基準金利

チャレンジ資金 【地域未来投資促進】 奈良県制度融資

※取扱金融機関を通じての利用申込となります。
詳細は、8頁をご覧ください。

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度：設備資金・運設資金・運転資金：2.8億円以内
貸付期間：設備資金・運設資金：15年以内（1年以内の据置可）
運転資金：7年以内（1年以内の据置可）
保証：信用保証協会の保証が必要（保証料0.00%）
原則として法人代表者以外の保証人は不要

※金融支援措置は、地域経済牽引事業計画の承認により必ず利用できるとは限りません。
事業実施に先立ち、利用を見込む金融支援措置を提供する各機関と、十分に事前調整を行ってください。

税制優遇を活用する場合

国による課税特例確認を受け、新規立地に
伴い建物・機械を取得するとき

知事の承認

課税特例の確認

法人税等の課税の特例 （地域未来投資促進税制） 投資に係る法人税等の減税措置

実施主体：国（管轄の税務署）
※詳しくは、11頁をご覧ください。

投資要件：事業の用に供する減価償却費の取得予定価格の合計が
2,000万円以上 等
支援内容：機械装置等
50%特別償却（最大）または5%税額控除（最大）
建物等
20%特別償却または2%税額控除

不動産取得税及び固定資産税 （県課税分）の課税免除 土地・建物等の取得に係る税負担を軽減

実施主体：県（管轄の県税事務所）
※詳しくは、11頁をご覧ください。

投資要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地（取得
後1年以内に着工したものに限り）の取得にかかる不動産
取得税を免除

※税制優遇を活用する場合は、建物・設備等を取得するまでに、別途国の課税特例の確認を受ける必要があります。

担当窓口への申請（国）

近畿経済産業局 地域連携推進課
TEL:06-6966-6013

課税特例の確認スケジュール

年数回の受付期間が設けられます。最新の申請受付スケジュールは経済産業省のホームページでご確認ください。

法人税等の課税の特例

管轄の税務署へ申告

不動産取得税課税免除

管轄の県税事務所へ申告

※当ガイドの11頁をご参照ください。

※税制優遇措置は、地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設のみが対象となります。
県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく事業が必ず税制優遇措置を利用できるとは限りませんのでご注意ください。
※地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設であっても、土地・建物等の全ての部分に対して税制優遇措置を利用できるとは限りませんのでご注意ください。